平成２２年（フ）第１１２５号
北九州市八幡西区友田３丁目２番10―508号
債務者　大倉　辰子
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１３６号
北九州市戸畑区一枝３丁目５番24―34号
債務者　内田　幸子
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３８号
宮崎市大字浮田3302番地５
債務者　日髙　　均
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３９号
宮崎市大字浮田3302番地５
債務者　日髙　伸子（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３５４号
宮崎市村角町宮崎牟田20番地92
債務者　菊池　研二
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３６４号
宮崎市高岡町高浜216番地１
債務者　児玉　茂樹
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４１９号
宮崎市高岡町下倉永1200番地330
債務者　河野　行子
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５０号
宮崎県日南市大字吉野方6286番地
債務者　外山　登啓
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２２年（フ）第５４号
宮崎県日南市大字星倉4425番地１
債務者　吉川　康博
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２２年（フ）第２２０号
宮崎県北諸県郡三股町大字樺山3286番地16
債務者　黒木　直美
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第６４５号
鹿児島県日置市東市来町養母2983番地
債務者　馬場口　守
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６５９号
鹿児島県鹿児島市桜ケ丘１丁目６番地４　鳩宿マンション第１―201号
債務者　原田孝一郎
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６９３号
鹿児島県鹿児島市甲突町22番８号　田畑ビル33号
債務者　川原　美加
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７０２号
鹿児島県鹿児島市郡山町1212番地13
債務者　有村　正子
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７０３号
鹿児島県鹿児島市下田町711番地１　パークハイム二反山201号
債務者　武山まゆみ
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７３４号
鹿児島県鹿児島市小野４丁目25番14号
債務者　福森　美紀
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７５号
鹿児島県南九州市川辺町高田3351番地
債務者　北野　義雄
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第７６号
鹿児島県南さつま市加世田川畑12653番地
債務者　武田千代美
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部